

一般社団法人 日本マンション学会 定款

平成22年2月22日制定

平成22年9月7日 改正

平成24年4月17日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本マンション学会と称し、英文では、JAPAN INSTITUTE FOR CONDOMINIUM LIVING 略称 JICL (略称) と称する。

(主たる事務所及び従たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

② 必要に応じ、理事会の議決をもって、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、分譲集合住宅（以下、「マンション」という。）及びこれに関連する領域の問題に関して、会員の研究発表、知識の交換並びに会員相互間及び内外の関連学会との連絡提携の場となり、右関連分野の学問及び実務の進歩普及を図り、もって我が国の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

1. マンション、業務用・リゾート用・複合区分所有建物、集合賃貸建物等（以下、「マンション等」という。）の調査、研究
 2. 学会誌その他の刊行物の発行
 3. 研究発表会、セミナー、シンポジウム及び講演会等の開催
 4. 内外の関連団体、関係機関との交流
 5. マンション等に関する内外の情報の収集及び普及
 6. 研究の奨励及び研究業績の表彰
 7. マンション等に関する教育、研修
 8. その他、上記各号に関連して、当法人の目的を達成するために必要な事業
- ② 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- ② 電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする方法によるものとする。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員の種類及び資格)

第7条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同し、理事会で認められた個人又は法人とし、その種類は以下のとおりとする。

1. 正会員 マンション等に関する学問分野において研究あるいは実務に携わっている個人
2. 準会員 マンション等の研究に関心のある学生
3. 賛助会員 当法人の目的に賛同する法人その他の団体及び個人
4. 名誉会員 学会の功績が顕著な者で、理事会により推薦された個人

(会員の権利)

第8条 会員は、当法人が発行する学会誌の無料配布及びその他の刊行物の配布を受けるほか、当法人が主催する各種事業に参加することができる。

- ② 代議員でない会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

1. 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
2. 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
3. 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
4. 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
5. 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
6. 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
7. 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
8. 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約に関する書面等の閲覧等）

(経費の支払義務)

第9条 会員は、社員総会の定める額の入会金及び会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員を除くものとする。

- ② 前項の入会金及び会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(入会)

第10条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員を除くものとする。

② 会員の資格審査に関し必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

(会員資格の変更)

第11条 会員の資格の変更は、入会の手続きに準ずる。

(退会)

第12条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前に事務局に退会届を提出してするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2. 死亡又は業務の廃止

3. 総社員の同意

4. 除名

5. 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき

② 会員の除名は、当法人の名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。

(退会に伴う会員の権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定により退会したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることができない。

② 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

第3章 社員

(代議員)

第14条 当法人は、代議員制を採用する。

② 当法人の社員は、概ね正会員20人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって法人法上の社員とする。端数の取扱いについては、別に定める規程によるものとする。

③ 代議員は、代議員選挙により選出する。代議員選挙を行うために必要な事項は、別に定める規程によるものとする。

④ 代議員選挙において、正会員は等しく選挙権を有し、被選挙権については別に定め

る規程によるものとする。理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。

- ⑤ 代議員選挙は、第60条に規定する会員名簿に記載された代議員選挙直前の7月末日現在の正会員をもって行うものとする。
- ⑥ 代議員選挙は、2年に1度実施するものとする。ただし、必要に応じ理事会の決議により臨時代議員選挙を開催することができる。
- ⑦ 代議員選挙の公正を期するため、代議員選挙に関する事務を行う選挙管理委員会を設置するものとする。選挙管理委員会に関する事項は、別に定める規程によるものとする。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、2年に1度実施される代議員選挙終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、辞任又は任期満了の場合においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

- ② 代議員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（法人法第268条）、責任追及の訴え（法人法第278条）及び役員解任の訴え（法人法第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。
- ③ 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の予選)

第16条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。

- ② 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - 1. 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - 2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
 - 3. 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- ③ 第1項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、2年に1度実施される代議員選挙終結の時までとする。

(代議員の資格喪失)

第17条 代議員は、正会員でなくなったときは、代議員の資格を失う。

(社員たる地位の剥奪)

第18条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員の社員たる地位の剥奪をすることができる。

1. この定款その他の規程に違反したとき
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他社員たる地位の剥奪をすべき正当な事由があるとき

(代議員の報酬等)

第19条 代議員は無報酬とする。

- ② 代議員には費用を弁償することができる。
- ③ 前項に関し必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 社員たる地位の剥奪
3. 理事及び監事の選任又は解任
4. 理事及び監事の報酬等の額
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
6. 定款の変更
7. 合併
8. 事業の全部又は一部の処分
9. 解散及び残余財産の処分
10. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 社員総会は、定時社員総会として、原則毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合には適宜に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長

がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれを招集する。

- ② 社員総会を招集するには、会日より2週間前までに、社員に対して書面又は社員の承諾を得て電磁的方法により招集通知を発するものとする。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに代わるものとする。

(議決権の代理行使)

第25条 社員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の方法及び議決権の数)

第26条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し（委任状出席者を含む。）、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上（委任状出席者を含む。）に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 社員たる地位の剥奪
3. 監事の解任
4. 定款の変更
5. 合併
6. 事業の全部又は一部の処分
7. 解散
8. その他法令で定められた事項

- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- ④ 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した副会長が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置

くものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第28条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 8名以上13名以内
 2. 監事 2名以内
- ② 理事のうち、1名を会長とし、副会長を2名ないし3名とする。
- ③ 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人上の業務執行理事とする。

(役員を選任及び資格)

第29条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し（委任状出席者を含む）、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 役員を選出に関し必要な事項は、別に定める規程によるものとする。
- ③ 理事は正会員の中から選任する。
- ④ 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ⑤ 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- ⑥ 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- ⑦ 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- ② 会長は、当法人を代表し、業務を統括する。
- ③ 副会長は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は次に掲げる職務を行う。

1. 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
2. いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすること
3. 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

4. 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
5. 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること
6. 前号の規定による請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること
7. 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
8. 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(役員任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 理事及び監事は、辞任又は任期満了の場合においても、この定款に定める員数を欠くこととなる場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第33条 社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し（委任状出席者を含む。）、出席した当該社員の議決権の過半数の決議をもって理事を解任することができる。

- ② 社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上（委任状出席者を含む。）の決議をもって監事を解任することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
2. 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき
3. 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人

と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

- ② 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第35条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、総社員の同意がなければ、これを免除することができない。

- ② 前項の規定にかかわらず、当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(役員報酬等)

第36条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- ② 理事及び監事には、理事会の議決を経て定める規則に基づき、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第37条 当法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- ③ 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
2. 規則等の制定、変更及び廃止に関する事項
3. 社員総会により委任を受けた事項
4. 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
5. 理事の職務の執行の監督
6. 会長及び副会長の選定及び解職

② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

1. 重要な財産の処分及び譲受け
2. 多額の借財
3. 重要な使用人の選任及び解任
4. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
5. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
6. その他法令で定められた事項

(招集)

第39条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第40条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案は可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第43条 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会議事録)

第44条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第44条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規則によるものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第45条 当法人は、会員又は第三者に対して法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第46条 基金の募集、割当て、払込等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第47条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(会計の原則)

第49条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長がその事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 6. 財産目録
- ② 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
1. 監査報告
 2. 理事及び監事の名簿
 3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第53条 社員総会の決議によって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散の事由)

第54条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたとき
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局及び支部

(事務局)

第56条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

- ① 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- ② 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- ③ 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等に関し必要な事項は、別に定める規則によるものとする。
- ④ 理事会の議決により、事務局が行う業務を他に委託することができる。

(支部)

第57条 当法人は、理事会の議決により支部を置くことができる。

- ② 支部に関し必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第58条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- ② 情報公開に関する必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第59条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- ② 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

第12章 雑則

(会員名簿)

第60条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所、又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(社員名簿)

第61条 当法人は、代議員の氏名及び住所を記載した代議員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。代議員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- ② 当法人の代議員に対する通知又は催告は、代議員名簿に記載した住所、又は代議員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(顧問)

第62条 当法人は、任意機関として、顧問を若干名置くことができる。

- ② 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
③ 顧問は、当法人の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応じることができる。
④ 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(委員会)

第63条 当法人は、任意機関として、第4条に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を置くことができる。

- ② 委員会の設置に関し必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

(特別の利益の禁止)

第64条 当法人は、当法人の財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(定款に定めのない事項)

第65条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

- ② この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し会員の権利義務に関わる重要な規程は社員総会の議決により、当法人の運営に関し必要な規則は理事会の議決によって定めるものとする。

附 則

(施行)

1 この定款は、法人法第22条に定める一般社団法人の設立の登記の時から施行する。

(最初の事業年度)

2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年1月31日までとする。

(設立時社員の任期)

3 設立時社員の代議員としての任期は、設立後最初に到来する代議員選挙終結の時までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

4 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(略)

(設立時役員)

5 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

(略)